

# 令和8年度第1回東京都グリーン水素トライアル取引事業に係る 輸送事業者公募実施要領

## 1 事業目的及び公募実施要領の趣旨

東京都では、製造時も二酸化炭素を排出しない再エネ由来の水素、いわゆるグリーン水素を脱炭素社会の柱と位置付け、その普及に向けた基盤づくりに取り組んでいる。

東京都グリーン水素トライアル取引事業（以下「本事業」という。）は、水素をより安価に取引できる機会を増やすだけでなく、これまで相対取引が中心であった水素取引を可視化する取組を試行し、グリーン水素価格の低廉化や取引の参入障壁を取り除くことで、グリーン水素の利用促進を目指すものであり、令和6年度から取組を開始している。

具体的には、国産グリーン水素を対象に、国内の水素生産者（以下「供給者」という。）が販売する価格と、都内の水素利用者（以下「利用者」という。）が購入する価格をそれぞれ入札で取り決め、価格の差を都が負担する方式により実施した。

令和8年度についても、入札方式や輸送期間等の検証をしながら水素取引の事例を積み重ねていくこととし、引き続きトライアル取引を実施する。本要領では、東京都と共同で令和8年度第1回東京都グリーン水素トライアル取引を実施する上で水素輸送を担う事業者を公募するに当たり、必要な事項を定める。

## 2 募集概要

### (1) 協定輸送事業者の役割

本公募で選定された輸送事業者（以下「協定輸送事業者」という。）は、東京都グリーン水素トライアル取引において決定した供給者から水素を受領し、利用者に輸送する業務を担うこととし、都と協定を締結する。

### (2) 協定期間

協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日(水)までとする。

### (3) 事業概要

協定輸送事業者は、主として以下の業務に従事するものとする。詳細は、「3 事業内容」における協定輸送事業者の報告書を踏まえ、都と協議の上、決定する。

- ア グリーン水素を輸送する体制・車両等の確保
- イ 輸送に向けた許認可等の事前調整の実施
- ウ オークション運営事業者による輸送に係る指図への対応
- エ 供給者側からの水素引受け及び利用者側への水素引渡し
- オ 輸送の完了報告及び輸送費用の収受

#### (4) 事業経費

本事業に要する経費は、「11 輸送業務運営費の支払」に記載の範囲において、都が負担する。

### 3 事業内容

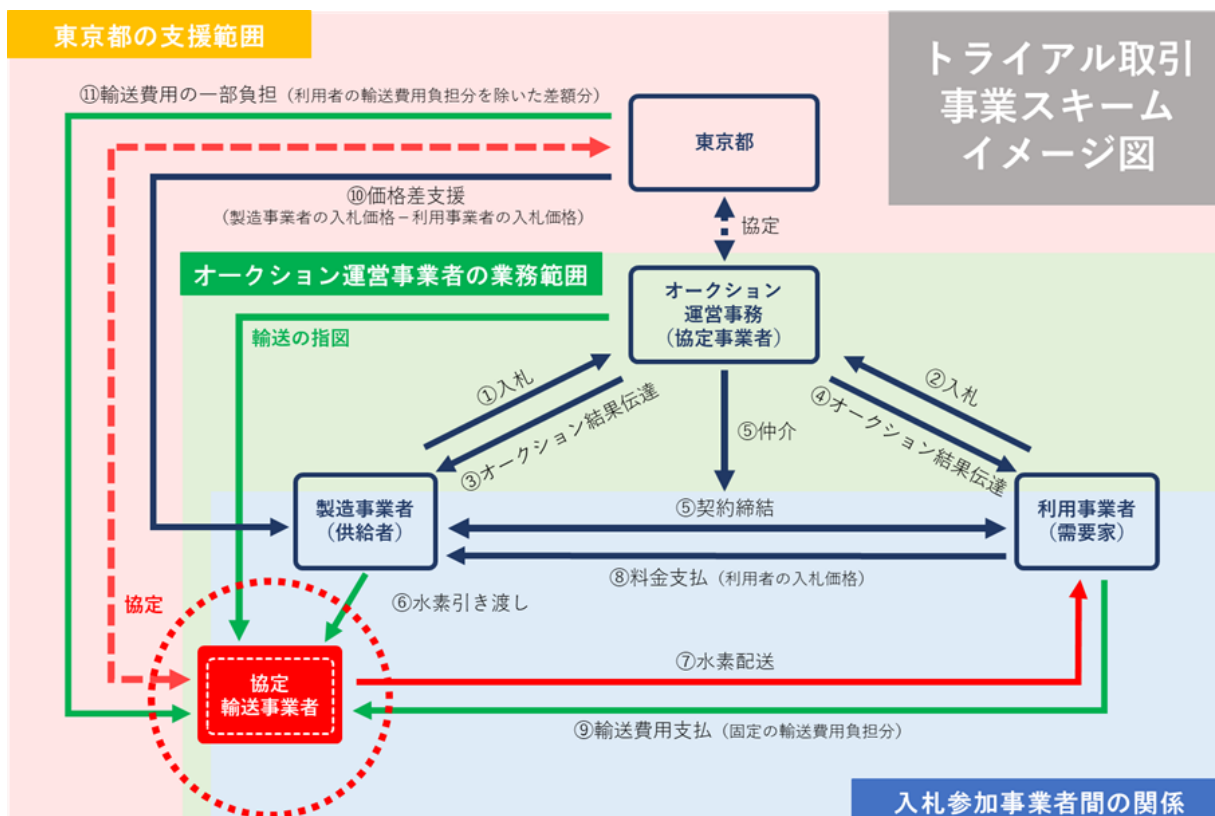
#### (1) 事業の概略及びこれまでの事業スキーム

本事業は、供給者の水素販売価格を決定するオークションと、利用者の水素購入価格を決定するオークションを別個に行うダブルオークション方式により実施し、その価格差を都が支援する。

また、水素の輸送に要する費用は、ダブルオークションの対象から分離し、利用者側が輸送事業者へ別途支出するものとし、その費用を都が一部支援する。

令和6年度及び令和7年度第1回、第2回、第3回において実施した事業スキームの概略を下図に記載する。

#### 【事業の概略図】



## (2) 水素輸送の実施に向けた検討

都は、本事業の実施に際し、オークションの運営事務を担う事業者（以下「オークション運営事業者」という。）を別途公募し、協定を締結する。

オークション運営事業者は、トライアル取引におけるオークションの実施内容を都と検討するほか、決定した供給者と利用者の契約締結の仲介や、協定輸送事業者に対する輸送の指図等の業務を行う。

協定輸送事業者はオークション運営事業者に協力し、円滑な輸送の実施に向けた取組に努めること。

## (3) 事業のスケジュール

本件公募における水素輸送は、令和8年度第1回東京都グリーン水素トライアル取引に該当する。協定輸送事業者は、協定期間中に実施するトライアル取引の入札結果により定まる供給者と利用者の契約締結後から令和9年2月末までの8か月間程度、利用者への水素輸送を実施すること。

## (4) 協定輸送事業者の業務内容及び報告事項

本事業の協定輸送事業者は、グリーン水素トライアル取引における水素輸送を担う主体として、以下アからカまでの業務に従事すること。

応募を希望する者は、「8 参加手続」に基づき参加申請書を提出すること。

また、以下アからカまでの業務の実現に向け、輸送能力の観点から検討を行うこと。とりわけ、都が指定する事項（下線部）について、参加申請書に併せて報告書を添付すること。

なお、実際の業務内容については、以下アからカまでの事項を前提に、協定輸送事業者の報告書の内容を踏まえ、都が上記（2）に記載のオークション運営事業者及び協定輸送事業者と協議の上、決定する。

協定輸送事業者は、この業務内容決定のプロセスについて、都とオークション運営事業者に協力すること。

### ア グリーン水素を輸送する体制・車両等の確保

トライアル取引のための水素輸送を円滑に実施するための体制について検討し、下記事項について報告すること。

輸送に要する車両については、供給者と利用者の契約締結後から令和9年2月末までの8か月間程度、本事業向けに用いることができる圧縮水素トレーラー、セルフローダー、水素カードルの台数を示すこと。

輸送に当たっては、使用車両の確保と併せ、協定輸送事業者において人員等の体制を整備することを求める。実際に車両運行を担う運送事業者については、輸送開始時点までに確定し、協定事業者から都に報告し、確定すること。

#### イ 輸送に向けた許認可等の事前調整の実施

協定輸送事業者は、トライアル取引における水素輸送について、実際の輸送時に必要となる許認可等の事前調整を実施すること。応募を希望する者は、以下項目について知見の提供及び検討を行うこと。

(ア) 水素の輸送を行う際に必要な事項の整理（許認可取得の必要性）

(イ) (ア)に関する許認可取得プロセスの詳細、必要期間等

(ウ) 入札による供給者・利用者の決定後、輸送開始までに要する調整期間の見通し

#### ウ オークション運営事業者による輸送に係る指図への対応

協定輸送事業者は、入札により決定した水素輸送の方法や配送日等の輸送に係る具体的な事項について、オークション運営事業者からの指図を受けること。

ただし、指図の具体的な内容は、以下のヒアリング等の機会において、協定輸送事業者の意見を踏まえ、適切に決定するものとする。

オークション運営事業者は、輸送に係る必要事項について供給者及び利用者からヒアリングを行うものであるが、それに先立ち、協定運輸事業者は輸送に必要な事項をオークション運営事業者に申告すること。また、必要に応じ、オークション運営事業者が行うヒアリングに協力すること。

#### エ 供給者側からの水素引受け及び利用者側への水素引渡し

協定輸送事業者は、上記ウによる指図に基づき、供給者の水素製造拠点において水素を引き受け、利用者の指定する場所まで水素を輸送すること。

なお、本事業では、出荷に係る業務については供給者側が担い、協定輸送事業者は供給者から利用者への水素輸送のみを担うことを想定するが、水素輸送の実施において有資格者が必要となる場合や利用者側での水素引き渡し時において充填等の作業人員が必要となる場合は、協定輸送事業者により体制を整備すること。応募を希望する者は、有資格者等の必要性について知見を提供するとともに、想定される経費及び人員配置について検討すること。

#### オ 輸送の完了報告及び輸送費用の収受

協定輸送事業者は、オークション運営事業者に対し、輸送完了の都度、完了報告を行うこと。

また、本事業における輸送費用は、利用者が本事業外で水素を調達する際に負担している輸送費用を基準として一定の固定額を負担し、残余の額について、協定輸

送事業者からの請求に基づき都が支払う形式を想定する。利用者側が負担する固定額については、利用者が協定輸送事業者に直接支払う形式とし、都の負担部分は、オークション運営事業者が取りまとめ、都が一括して支払う形式とする。

なお、前記の利用者側が負担する固定額の単価は、本要領の別表3に規定する。

ただし、複数回の定期配送を行う場合の支払回数やタイミング等については、既存の商慣習等の状況を考慮し、都、オークション運営事業者及び利用者と、協定輸送事業者の協議により定める。

そのため、応募を希望する者は、一般的な水素輸送に際しての輸送費用の支払等の商慣習について、知見の提供を行うこと。

なお、本事業の輸送費用は、輸送により排出されるCO<sub>2</sub>のオフセット料金を含むこととする。そのため、協定輸送事業者は、輸送費用にこの経費を算定すること。

応募を希望する者は、一般的な水素輸送に際しての輸送費用のCO<sub>2</sub>のオフセット料金について、知見の提供及び実際の輸送を想定した検討を行うこと。

カ より安価な輸送手段の提案及び輸送費用の見積もり

応募を希望する者は、上記アからオの業務について、より安価に実行できる手段を有する場合には、提案を行うこと。

ただし、本公募に応募する時点で、輸送費用の最大見積額を確認する必要があることから、応募を希望する者は、想定される輸送パターン及び当該輸送パターンに要する経費を全て列挙し、見積案を示すこと。

#### (5) 東京都の業務内容

都は、オークション運営事業者及び協定輸送事業者と本事業を実施する。

事業に係る費用について、都は、入札により決定した供給者の入札価格と、利用者の入札価格の差額を負担するほか、輸送に係る費用の一部を負担する。

#### (6) その他付帯事項

ア 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任について

- ①協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。
- ②業務の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、類似の事業に従事した経験があり、業務管理に関する責任者を充てること。
- ③オークション運営事業者からの指図を受け、供給者や利用者からの問合せ対応を行う責任者を選任すること。
- ④事業体制表（本事業の実施体制をまとめたもの）を作成すること。（任意様式）

イ 実績報告書の提出等

協定輸送事業者は令和9年3月31日(水)までに以下の事項を都に提出すること。

- a 輸送の実施状況を示す書面及びその電子データ  
(輸送スケジュール、精算内訳書、領収書等)
  - b その他、都が指定するもの
- ウ その他
- ①本事業に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに都へ報告し、都と協定輸送事業者が協議した上で決定する。
  - ②都から事業の進捗状況等について問合せがあった場合は、報告すること。
  - ③協定輸送事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。
  - ④事業実施に伴うリスクについては、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。不測の事態が発生した場合には、速やかに都に報告し対応を協議すること。
  - ⑤④に加え、事故発生時の安全対策を図り、適切に対処すること。不測の事態が発生した場合には、速やかに都に報告し対応を協議すること。
  - ⑥協定輸送事業者は供給者及び利用者募集の際に下記事項について明示すること。
    - (ア) 協定輸送事業者は、都を代理する権限を有するものでないこと。
    - (イ) 都が協定輸送事業者の資力・信用を保証するものでないこと。
  - ⑦その他、公募実施要領の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本公募実施要領にない事象等が発生した場合は、都と協議した上で業務を進めること。

#### 4 応募資格

- (1) 十分な能力及び実績を有すること

本件公募実施要領に基づく業務を遂行するに十分な能力及び実績を有していること。

特に、高圧ガス輸送に必要な高圧ガス保安法上の資格を保有し、高圧ガス輸送を現に実施している実績を有すること。

- (2) 一般競争入札の参加者の資格に係る欠格条項に該当しないこと

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。

- (3) 指名停止期間中でない者

17 財経総第 1543 号「東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱」に基づく指名停止期間中でない者。

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第1号、第2号若しくは第3号の規定に該当し、又は同条例に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 5 公募スケジュール

(1) 参加申請書の受付

令和8年5月15日（金曜日）17時まで

(2) 輸送対応状況見積書、報告書等の提出期限

令和8年5月22日（金曜日）17時まで

(3) 審査結果の通知

令和8年5月27日（水曜日）（予定）

(4) 決定した事業者との協定締結

令和8年5月下旬（予定）

## 6 応募資格の確認

本件公募への参加に際し、「4 応募資格」（1）所定の要件確認を行う。

公募に参加する者は、高圧ガス保安法上の資格を保有し、高圧ガス輸送を現に実施していることを示す資料を「参加申請書」（別紙1）と合わせ令和8年5月15日（金曜日）17時までに提出すること。

※応募資格を確認した者を対象に、本事業の供給事業者を令和8年5月18日（月曜日）以降に輸送対応状況見積書、報告書等の提出の連絡を行う。

## 7 本件公募に関する質問の提出

本件公募に関し質疑がある場合は、事業者名、担当者名及び電話番号を明記した質問書（任意様式）を提出すること。

(1) 質問提出期限

令和8年5月19日（火曜日）17時まで

(2) 提出方法

東京都産業労働局のホームページへ掲載する自治体専用デジタル化総合プラットフォーム「LoGo フォーム」により提出すること。

### (3) 質問への回答

質問内容とその回答については、応募資格を確認した者全員（辞退者を除く。）に対しメールで通知する。

ただし、質問の内容が軽微な場合等は、質問者に対し個別に回答することがある。

## 8 参加手続

### (1) 参加申請書等の提出

本件公募に参加を希望する場合は、以下の書面を提出すること。

#### ア 提出書類

##### ①参加申請書（別紙1）

##### ②応募資格確認資料（任意様式）

高圧ガス保安法上の資格を保有し、高圧ガス輸送を現に実施していることを示す資料を提出すること。なお、過去に応募資格確認に係る必要書類を提出済みの事業者については、過去提出書類から変更がある書類のみ提出すること。

##### ③輸送対応状況見積書（任意様式）

※別表1に記載の内容に応じ、水素輸送への対応を可とする期間、輸送車両等の水素輸送車両等の貸し出し台数、輸送期間中の輸送回数（対応を可とする上限回数）、輸送可能な水素の総量（上限値）を提示すること。

##### ④輸送等経費見積書（任意様式）

(ア) 別表2に記載の内容に応じ、輸送距離片道130kmの参考単価を算出し、水素トレーラー及びカードルによる2種類の見積を作成すること。

※供給者から利用者への輸送経費だけでなく、水素充填の際の回送費など、想定される全ての輸送パターン及びそれに要する経費を織り込むこと。

(イ) (ア)の見積書の総額から、別表3に記載する「利用者側が負担する固定額の単価」と輸送期間中の輸送回数（対応を可とする上限回数）を乗じた金額を除いた見積書を作成すること。

※(イ)の見積書は、本事業における総輸送費用の上限想定額となる(ア)の見積額のうち、都が協定輸送事業者に支払う都側の負担部分の上限想定額に相当する。

##### ⑤報告書（任意様式）

※提出書類作成上の注意

- ・④は、以下「(2) 報告書の作成」を参照の上、作成すること。
- ・業務の実施方針、実施内容、実施スケジュール等を明らかにすること。

- ・提出書類の用紙はA4版を使用すること。
- ・使用言語は、日本語とすること。

#### ⑥添付書類

- ・会社概要（設立年月日、資本金、組織図、役員名簿、事業内容、年間売上等）
- ・定款又は寄附行為（法人格を有さない場合は、規約等これに類する書類）
- ・過去3事業年度の財務諸表等応募者の直近の経営状況を確認できる書類
- ・法人の全部履歴事項証明書（写し）（発行日から3か月以内のものに限る。）
- ・その他報告書等を説明するのに必要な書類

#### イ 提出方法

自治体専用デジタル化総合プラットフォーム「LoGo フォーム」から提出すること。詳細な提出方法については、東京都産業労働局のホームページへ掲載する。

#### ウ 提出期限

（ア）提出書類①及び②：令和8年5月15日（金曜日）17時まで

（イ）提出書類③から⑥：令和8年5月22日（金曜日）17時まで

#### エ 参加の辞退

参加申請書類提出後に参加辞退を行う場合は、「辞退届」（任意様式）を「8  
（1）イ 提出方法」と同様の方法で提出すること。

#### （2）報告書の作成

「3 事業内容」のうち、「3（4）協定輸送事業者の業務内容及び報告事項」におけるアからオまでの業務内容に関し、都が指定する検討事項（下線部）を記載した報告書を作成すること。

併せて、業務の実施体制を示すこと。実施体制は、役割分担等を分かりやすく示し、業務の一部を委託する場合は委託予定先や内容などを示すこと。

また、類似事業の実績として、高圧水素ガスの輸送実績を示すこと。

## 9 参加申請後の手続

### （1）選定方法

参加申請書等の審査により、水素の輸送能力を有し、本事業の実現が可能であると認められる事業者を選定する。選定に際しては、原則として提出された申請書類を基に審査を実施するが、必要に応じヒアリングを実施する場合がある。ヒアリング等を実施する場合には、別途通知する。

複数者から応募があり、本事業の輸送を担うことが可能と判断できる場合には、第一順位の事業者を選定し、残余の予算の範囲内で第二位以下の事業者を選定し、それぞれと協

定を締結する。輸送業務の振り分けも、この順位に従うこととし、上位の順位の事業者が対応できない業務が発生した場合に、次順位の事業者への打診を行う。

## (2) 選定の基準

本事業については年間の総輸送目標量（350,000N m<sup>3</sup>）を設定しているが、年度中の事業期間内に複数回の水素輸送の実施を見込み、その都度輸送事業者を公募する。

そこで、本公募では、本要領で指定する輸送期間における応募企業の輸送能力を考慮し、選定事業者ごとに輸送目標水素量を設定し、協定を締結する。

そのため、「8 参加手続」(1)ア③「輸送対応状況見積書」の記載内容を精査し、本事業における応募事業者の輸送能力を判断し、(1)ア④「輸送等経費見積書」により、輸送能力に応じた水素輸送量の見積額を勘案し、協定金額を設定する。

## (3) 応募者なし又は応募者が1者の場合の取扱

上記8(1)ウの期限までに参加申請書の提出がなかった場合には、公募を中止し、業務内容等を再検討する。

参加申請書を提出した者が1者であった場合は、上記9(1)に従い審査を行い、本事業の輸送を担うことが可能と判断できる場合には、当該参加申請を行った者を協定輸送事業者とする。

## (4) 選定結果の通知

選定結果は、令和8年5月27日(水曜日)に参加申請者に対し通知する。

## 10 協定の締結等

### (1) 協定輸送事業者の業務内容の確定

協定及び公募実施要領に基づく業務内容については、協定輸送事業者による報告書の内容を必要に応じて反映させることとし、東京都とオークション運営事業者及び協定輸送事業者で協議の上、決定する。

### (2) 委託の制限

協定輸送事業者は、本件業務の全部を第三者に委託してはならない。

協定輸送事業者は、本件業務の一部を第三者に委託する場合、事前に東京都と協議の上、承諾を得なければならない。

### (3) 個人情報保護及び守秘義務

協定事業者が業務遂行上個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）その他関連規程に基づき、十分に留意の上適正に取り扱わなければならない。

協定事業者は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。

#### (4) 実績報告等の提出

協定輸送事業者は、令和9年2月末の輸送期間終了後、令和9年3月31日(火)までに、「3(6)イ」所定の実績報告等を提出すること。

## 11 輸送業務運営費の支払

### (1) 協定金及び輸送業務運営費の取扱い

都は、協定輸送事業者と締結する協定に基づく協定金として、本要領の「3 事業内容」の実現に向け必要な輸送費用に係る経費を負担する。

令和8年度は、年間の総輸送目標量(350,000Nm<sup>3</sup>)に対する総輸送経費として、116,100,000円の輸送等経費の上限額を設定している。この上限額の範囲内において、事業期間内に複数回のトライアル取引の実施を見込み、その水素輸送に係る経費を負担する。

本件公募では、本要領において指定する令和8年度第1回トライアル取引における水素輸送期間における輸送業務運営費として、「8 参加手続」(1)ア③「輸送対応状況見積書」における協定輸送事業者の水素輸送能力に応じ、(1)ア④「輸送等経費見積書」による当該事業者の輸送能力に応じた水素輸送量の見積額を勘案し、協定金額を設定する。

なお、この協定金額については、本事業における総輸送費用のうち、都が協定輸送事業者に支払う都側の負担部分の上限想定額に相当する「8 参加手続」(1)ア④(イ)の見積金額をもとに設定する。

応募を希望する者は、別表1に記載の事項により、本要領において指定する輸送期間内において現実的に対応可能な水素の輸送能力を示すとともに、その輸送量に必要な経費を別表2及び別表3の事項に基づき算出し、提示すること。

協定金の支払は、実際に水素輸送を実行した際に要した費用について、本要領において指定する輸送期間中に要した輸送等経費として確定し精算することとし、確定後の金額について、協定金額を上限として、協定輸送事業者に支払う。

精算については、協定金額の内訳となる別表1の事項を前提として、別表2により見積時点で算出した経費について、実際の輸送で要した実費を確認し、都は別表3による利用者側が負担する固定額の単価と実輸送回数を乗じた金額を除いた金額を支払う。

実費部分についてはオークションによる供給者・利用者の決定後、燃料費等の変動要素を加味して都と協定輸送事業者との協議により決定する。なお、支出した経費に千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとする。

また、協定事業者は、上記の経費の確定に必要な「3（6）イ」所定の実績報告等を都に提出すること。

## （2）支払方法

業務完了後、一括払いとする。

ただし、複数回の定期配送を行う場合の支払回数やタイミング等については、既存の商慣習等の状況を考慮し、都、オークション運営事業者及び利用者と、協定輸送事業者の協議により定める。

## 12 業務の継続が困難となった場合の措置について

協定期間中に協定輸送事業者の業務継続が困難になった際の措置は、次のとおりとする。

### （1）協定輸送事業者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合

都は、協定の取消しを行うことができる。この場合、都に生じた損害は、協定輸送事業者が賠償するものとする。なお、他の協定輸送事業者が選定されていた場合には、円滑かつ支障なく当業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

### （2）災害など協定輸送事業者の責に帰さない事由により、業務の継続が困難となった場合

都は、協定輸送事業者と業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより、協定を解除できるものとする。なお、他の協定輸送事業者が選定されていた場合には、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

## 13 その他

（1）参加申請書等の作成・提出や報告書作成に要する経費は、応募者の負担とする。

（2）提出された参加申請書等は、採用の有無によらず返却しない。

（3）参加申請書等は、協定輸送事業者の選定と業務内容の確定のみに使用する。

（4）各種書類に虚偽の記載をした事業者の応募は無効とする。

## 14 問合せ先

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課グリーン水素取引準備担当  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 20 階中央

担当：二宮・関口 電話：03-5320-4689 メール：[S0291503@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0291503@section.metro.tokyo.jp)

<b>【別表1】(1)(2)(3)(4)を提示</b>	
<b>種別</b>	<b>提示内容</b>
<b>(1) 本事業における水素輸送への対応を可とする期間</b>	
水素輸送 対応期間	本事業における水素輸送への対応を可とする期間を提示（1か月単位で提示） ※原則として、令和8年7月から令和9年2月末までの8か月間の輸送期間を確保できる事業者を優先する。 ※1か月又は2か月間の輸送期間を希望する事業者については、応募状況及び予算額の状況に応じて採否を検討
<b>(2) 本事業に用いる水素輸送車両等の貸し出し台数</b>	
輸送車両 等の台数	本事業における水素輸送への貸与を可とする輸送車両等の種別・台数を提示 ※種別は、水素トレーラー・セルフローダー・カードル等で分けて記載
<b>(3) 輸送期間中の輸送回数（対応を可とする上限回数）</b>	
輸送回数	別途、東京都が示す供給事業者の供給数量を基に、令和8年7月から令和9年2月末までの4か月間の期間において、週1～2回の配送を前提に、対応可能な輸送回数の上限を提示
<b>(4) 輸送可能な水素の総量（上限値）</b>	
水素の 総輸送量	(1)の期間中における水素の総輸送量の上限値を以下により算出 <算出方法> (2)で提示する輸送車両の台数及び積載可能な水素輸送量 × (3)で提示する輸送回数

**【別表2】(1)、(2)、(3)、(4)の金額・数量等 及び  
(1) + (2) × (3) + (4)の合計額を提示**

種別	使途内容
<b>(1) 固定費用</b>	
輸送車両等使用料	本事業の実施に必要な輸送車両等を4か月程度使用するために要する経費（車検等管理運営保守経費等を含む）
許認可等取得経費	輸送の実施に先立ち必要な特殊車両申請等の許認可取得など、事前準備に要する経費
旅費	本事業の実施に必要な都及び本事業に係る他の関与者との打合せ等のための出張に係る旅費（支給対象者は本事業に従事する者とする。）
通信運搬費	本事業の実施に必要なと判断される郵便物の送付、物品の輸送、電子情報の送付等に必要経費（郵便代、運送代等、プロバイダー使用料、回線使用料等）
消耗品費	本事業の実施に必要な筆記用具その他の各種消耗品の購入に係る経費
<b>(2) 輸送実費（単価）</b>	
輸送費用（単価）	1 往復の輸送に係る費用の単価 ※参考として、片道130kmの輸送距離の単価を算出 距離別の単価が定められている場合は併せて提示 ※供給者から利用者への輸送経費だけでなく、水素充填の際の回送費など、想定される全ての輸送パターン及びそれに要する経費を見積書に織り込むこと。
オフセット経費	本事業の輸送に際し排出したCO <sub>2</sub> をオフセットするための経費
人件費（輸送）	本事業の実施に必要な人員（輸送関係）に係る経費
外注費	事業実施者が直接実施することができないもの又は直接実施することが適当でないものについて、他の事業者へ外注するために必要な経費
役務費	本事業の実施に際し必要な専門人材等の役務に係る経費
輸送実費総単価	上記の全てを含む総輸送実費の単価 ※参考として、片道130kmの輸送距離の単価を算出
<b>(3) 輸送期間中の輸送回数（対応を可とする上限回数）</b>	
輸送回数	別表1（3）で提示する対応可能な輸送の上限回数
<b>(4) その他</b>	
その他	その他本事業において特に必要と考えられる経費
次に掲げる経費については、都が交付する事業費用の対象としない。	
一 本事業の完了後においても必要となる経常経費	
二 本事業の実施に必要なと認められない経費	
三 領収書等により支払の事実が確認できないもの	
四 本事業の実施期間外に使用した経費（協定を締結した日以前及び原則として令和9年3月31日以降に使用した経費）	

**【別表3】別表2の見積額から、  
(1) × (2) の金額を除いた合計額を提示**

種別	使途内容
<b>(1) 輸送費用のうち利用者側が負担する固定額 (単価)</b>	
利用者側が負担する固定額 (単価)	1回の水素輸送について、利用者側が負担する固定額の単価 ①トレーラーコース：80,000円 (税抜) ②カードルコース：55,000円 (税抜)
<b>(2) 輸送期間中の輸送回数 (対応を可とする上限回数)</b>	
輸送回数	別表1 (3) で提示する対応可能な輸送の上限回数